

身延町男女共同参画基本計画

第2次 みのぶヒューマンプラン

2019年度～2028年度

身延町

男女共同参画社会の姿

家庭では

- お互いの人格を尊重し合い、豊かで充実した家庭生活を築いています。
- 家族が性別に関わりなく家事・育児・介護などを分担し、家庭の責任を担っています。

地域では

- 地域の様々な活動に男女がともに参画し、地域社会が活性化されています。
- 性別による決め付け的な役割分担意識に基づく慣習が見直され、一人ひとりの個性や能力が尊重されています。

職場では

- 男女が平等に能力を発揮できる機会と待遇が確保されています。
- ワーク・ライフ・バランスの取り組みが実現し、男女がともに生きがいを持って働いています。

学校では

- 性別にとらわれることなく、一人ひとりの個性や能力、可能性を伸ばすような教育が行われています。
- 自立と思いやりの意識が育まれ、協力し合う子どもが育っています。

男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するためには、町民一人ひとりの主体的な取り組みと、事業者・各種団体・関係機関等の連携協力が必要であり、あらゆる場面で男女共同参画の視点を持つことが重要です。

「お互いの人権を尊重し、責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮することができる社会」、男女共同参画社会の実現に向けて取り組みましょう。

「男女共同参画社会」とは…？

「男だから」「女だから」という考えではなく、お互いの人権を尊重し、責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮することができる社会です。

「参画」とは、「参加する」というだけでなく、事業・政策などの計画にもかかわることです。

計画策定の目的

身延町では、平成18年に「みのぶヒューマンプラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進してきました。

しかし、さまざまな分野で性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として強く残っています。これらの課題の改善を図りながら、男女共同参画社会の実現をめざし、男女共同参画が一層前進するよう「第2次みのぶヒューマンプラン」を策定しました。

計画の基本理念

次の項目を基本理念とし、町民及び事業者の皆さんと連携し男女共同参画を推進します。
(身延町男女共同参画推進条例第3条)

男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んぜられること、直接的、間接的に性別による差別的取扱いを受けないこと、個人として能力を発揮できる機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されること。

社会における制度又は慣行についての配慮

社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会におけるあらゆる分野の活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことがないよう配慮すること。

国際的協調

男女共同参画の推進が、国際社会における取り組みと協調して行われること。

家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における家族の一員としての役割を果たし、かつ、家庭以外のあらゆる分野において活動を行うことができるよう配慮されること。

政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、町における施策及び民間の団体における方針の立案及び決定に対して共同して参画する機会が確保されること。



第2次みのぶヒューマンプラン 概要版

平成31年3月発行

計画の詳細な内容は身延町ホームページをご覧ください。

発行 身延町
編集 企画政策課

〒409-3392 山梨県南巨摩郡身延町切石350番地
TEL 0556-42-2111 (代表)

第2次みのぶヒューマンプラン 6つの基本目標

基本目標1 男女共同参画の法リテラシーと意識づくり

男女共同参画に関する広報・啓発活動を推進し、一人ひとりが家庭・地域・職場など社会のあらゆる分野において、性別に基づく慣習やしきたりなどの理由で差別されることがない平等なまちをめざします。

重点目標	施策の方向
(1) 男女平等の法リテラシーの推進	① 人権に関する法制度の知識の普及 ② 社会的性別に基づく慣習の見直し ③ 男女共同参画に関する啓発活動の推進
(2) 男女平等教育と学習の推進	④ 互いの人格を尊重した家庭づくりの推進 ⑤ 学校・生涯学習等における男女平等教育の推進

指標	項目	現状値	目標値
	男女共同参画社会という言葉を知っている人の割合	54.5% (2018年度)	74%以上 (2027年度)
	「夫が外で働き、妻が家を守る」という考え方に同感する人の割合	32.5% (2018年度)	23%以下 (2027年度)

リテラシー (literacy)

活用する能力のこと。例えば、法リテラシーは法の存在を知り、理解をし、活用することができる能力。

基本目標2 あらゆる暴力のない社会づくり DV防止基本計画

いかなる暴力も重大な人権侵害であるとの認識を持ち、配偶者や交際相手等からの暴力、職場における各種ハラスメントなどの根絶に向けた取り組みを推進し、あらゆる暴力のないまちをめざします。

重点目標	施策の方向
(3) あらゆる暴力の防止と被害者への支援	⑥ 暴力の防止と根絶の推進 ⑦ ハラスメントの防止と根絶の推進 ⑧ 相談体制の整備と被害者支援の充実 ⑨ 関係機関との連携の強化

指標	項目	現状値	目標値
	DV等の相談窓口を知っている人の割合	—	50%以上 (2027年度)
	ハラスメントの防止に関する研修等の参加者数	—	累計500人 (2027年度)

DV

ドメスティック・バイオレンス (domestic violence) の略。夫婦や恋人などの同居している相手から受ける暴力のこと。身体的だけでなく、精神的、経済的、性的暴力も含む。

基本目標3 生涯にわたる心身の健康づくり

男女のライフステージに応じた健康支援を行うとともに、性に関する理解と啓発に努め、一人ひとりが性を持つ人間として、心身ともにいきいきと生活できるまちをめざします。

重点目標	施策の方向
(4) 男女の心とからだの健康支援	⑩ 性を理解・尊重するための啓発 ⑪ 健康に関する知識の普及と相談支援 ⑫ 生涯にわたる性差に応じた健康支援

指標	項目	現状値	目標値
	子宮頸がん検診の受診率	20.4% (2016年度)	28% (2022年度)

基本目標4 いきいきと働くための環境づくり 女性活躍推進計画

すべての人が働きやすい労働環境づくりの啓発と、子育てや介護等を担う男女が安心して働き続けるための支援を行うとともに、政策・方針決定過程の場において男女がともに活躍するまちをめざします。

重点目標	施策の方向
(5) 職場における男女共同参画の推進	⑬ 男女均等な雇用機会及び待遇の確保 ⑭ 女性の職域拡大、育成及び登用の推進
(6) 働く男女の制度的支援の充実	⑮ 仕事と子育て・介護の両立支援 ⑯ ワーク・ライフ・バランスの推進 ⑰ 就業等に関する相談体制の充実
(7) 政策・方針決定過程への男女の参画	⑱ 町政・審議会等への女性登用の推進 ⑲ 人材育成の推進

指標	項目	現状値	目標値
	職場内において男女が平等であると思う人の割合	25.5% (2018年度)	50%以上 (2027年度)
	町の審議会等への女性委員の登用率	21.0% (2018年度)	30%以上 (2020年度)
	女性管理職の割合 (町職員)	5.0% (2018年度)	20% (2020年度)

ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和のこと。
内閣府の仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) 憲章では「誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持つ健康で豊かな生活ができるよう、今こそ、社会全体で仕事と生活の双方の調和の実現を希求していかなければならない。」としている。

基本目標5 男女共同参画によるまちづくり

男女共同参画における国際的な規範・基準を視野に、すべての人が安心して暮らせる環境の整備を推進します。また、一人ひとりが性別や世代を超えて、地域活動や地域防災などに参画するまちをめざします。

重点目標	施策の方向
(8) 男女共同参画による地域づくり	⑳ 地域の慣習の見直しと意識の改革 ㉑ あらゆる産業における男女共同参画の推進 ㉒ 防災分野における男女共同参画の推進
(9) 安心して暮らせる環境の整備	㉓ 多様な子育て支援の充実 ㉔ 家族介護と支援制度の充実 ㉕ 生活上の困難を抱えた人々への支援
(10) 国際的な取り組みとの協調	㉖ 国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進

指標	項目	現状値	目標値
	地域において男女が平等であると思う人の割合	23.6% (2018年度)	50%以上 (2027年度)

基本目標6 男女共同参画を進める体制づくり

さまざまな行政施策に男女共同参画の視点を導入できるよう庁内の推進体制を強化するとともに、町民・事業者と協力しながら、男女共同参画社会の実現をめざします。

重点目標	施策の方向
(11) 推進体制の充実	㉗ 身延町男女共同参画推進委員会の運営 ㉘ みのぶヒューマンプランの推進と進行の管理 ㉙ 庁内推進体制の強化

指標	項目	現状値	目標値
	みのぶヒューマンプランを知っている人の割合	8.4% (2018年度)	50%以上 (2027年度)
	男女共同参画状況調査における理解度の向上 (町職員)	—	理解度向上 (毎年度)